

株式会社ジャルセールス北海道募集型企画旅行条件書(国内)

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社ジャルセールス北海道(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、当社募集広告、パンフレット、ホームページ、及び当社「旅行業務執募集型企画旅行契約の部」(以下「約款」といいます。)によります。な、確定書面及び約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受け、旅行ができるように、手配し旅程管理をすることを引き受けます。

2. 旅行契約のお申込み・予約

(1)当社は旅行業法で規定された当社の「受託営業所」(以下この両者を「当社」といいます。)それぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等によるお客様からの旅行契約のお申込み又は予約を取ります。(2)当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を決めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことができます。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければならないときは、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される契約又は義務について、何らの責任を負うものではありません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。(3)ご来店を契約申込書、所定申込書(以下「申込書」といいます。)の提出と、申込金のお支払いをもってご申込みいただきます。(4)当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けますが、この予約の時点では旅行契約は成立しておりません。お客様は予約日の翌日から起算して原則として3日以内の当社が定めた所定の「期日」以下所定日といひます。)に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。当社が別添付された所定日までに申込金のお支払いがない場合は、当社は、当該予約はなかったものとして取扱うことができます。(通信契約第22項の場合を除きます。)(5)お客様が取消料対象期間外に申込金をされたとき、その時点では、満席、満室、その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様にその旨を説明して以下の対応をさせていただきます。お客様がこの事情を承知の上で旅行契約の締結を希望されるときは、本項(3)又は(4)に従い申込書と申込金に代わる申込金と同額の預り金をお支払いしていただきます。手配の完了等により当社が旅行契約の締結の承認が可能となる時点(以下「契約締結可能時点」といいます。)が、取消料対象期間内に入るとご予想されるときは、当該期間内に入るよりも前にお客様にその旨を通知します。

前記の通知時点でお客様が旅行契約の締結を引き続き希望されるときは、お客様の旅行契約に対する待機可能期間(以下「契約待機可能期間」といいます。)を確認し、手配の完了に向けて努力します。(6)お客様が取消料対象期間内にお申込みをされたとき、その時点では、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様にその旨を説明して以下の対応をします。お客様がこの事情を承知の上で旅行契約の締結を希望される場合は、本項(3)または(4)に従い、申込書と申込金に代わる申込金と同額の預り金を提出していただきます。ただし、通信旅行契約の場合は旅行契約成立時点が契約となります。

契約待機可能期間を確認した後に、手配の完了に向けて努力します。(7)本項(5)(6)の場合、手配の完了が確認されたものではありませ。また、当社は、「予約が可能となった時点より前にお客様より予約の解除の申し出があった場合、又は「契約待機可能期間」までに結果として予約できなかった場合は、当該預り金を全額返還します。

(8)予約が取れて、手配が完了した時点で、お預り金は、申込金として取扱います。(9)申込金の額は以下のとおりです。なお、申込金は後述する「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「運約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また、第4項に定める旅行契約成立前にお客様が申込を撤回したときは、預り金は、全額返還します。

旅行代金の額(お一人様)	申込金又は預り代金の額(お一人様)
15万円以上	30,000円以上旅行代金まで
10万円以上15万円未満	20,000円以上旅行代金まで
6万円以上10万円未満	12,000円以上旅行代金まで
6万円未満	10,000円以上旅行代金まで

上記の他の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。ただし、特定期間および特定コースではこれと異なる場合があります。その際は、その旨詳細を別途表示します。(10)当社は、申込手續完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)等の連絡に係る当社の営業日・営業時間・連絡先等を案内いたします。

3. お申込条件・参加条件

(1)お申込時点で20歳未満のお客様が単独でご参加される場合は、原則として保護者の同意書の提出が必要ですが、

(2)特定の目的をもつ旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(3)現在健康を損なわれているお客様、慢性疾患、妊娠中の方、または、障害をお持ちのお客様で、車椅子の手配等、特別の配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申込時点でお申し出ください。(お申し出がない場合は、可能な手配ができない場合がありますのでご了承ください。)

(4)当社には、何かご合理的な範囲にてお申し込みをされたお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担となります。

(5)身体に障害をお持ちのお客様は、所定の「お問い」の提出をお願いします。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。

(6)妊娠中のお客様は、ご自身の責任においてご参加していただきます。ただし、航空機搭乗が出産予定日の28日以内の場合は、航空会社所定の診断書の提出が必要です。いずれの場合も、現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただきます。お客様のご負担で介助の他のお客様の同行などを条件とさせていただきます場合があります。また、ご参加の場合には旅行契約の内容の一部を変更させていただきますことがあります。

(7)当社がご旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は治療を要すると判断したときは、必要な措置をとることがあります。これにかかると一切の費用はおお客様の負担となります。

(8)他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるお客様であると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(9)お客様の都合による別行動は、原則としてできません。ただし、当社らが

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をご確認のうえ、お申込みください。

(10)お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切払い戻しません。

イ、お客様の責に帰せぬ事由により最終旅行日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、お客様は、当該受けられなくなった旅行サービスの提供に係る部分の旅行契約を、取消料を支払うことなく解除することができます。

ウ、取「イ」の場合、旅行代金のうち、当該受けられなくなった旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用をお客様に払い戻します。ただしその事由が当社の責に帰せぬ場合は、お客様がほかその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・運約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。

当社の解除・払戻しア、当社は、以下に該当する場合、お客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

ア、お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない場合、またこれらの者もしくは同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(3)第1項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(4)前(3)号により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行ってしるにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋数その他の施設数の不足が発生したとき、以下「オーバーフロー」といいます。)による場合は旅行代金の額の変更をいたしません。(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用者からより旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責に帰せられたことによる当該利用人数が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

イ、解除の効果及び(2)の「ア」により旅行契約の解除が行われた時であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行したものとします。この場合、当社は、旅行代金のうち、お客様が、当該サービスの提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者等に支払又はこれから支払ひなければならない取消料・運約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。ウ、解除後の帰路の手配
本項(2)の「ア」の「イ」により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るとともに必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に関する一切の費用はおお客様の負担となります。エ、当社が本項(2)の「ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払戻しの時期

当社は、第12項及び第14項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しについては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 添乗員と旅程管理

(1)添乗員が同行する旅行においては添乗員が、旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、この業務は、旅行日程表に当社又は手配代行業者等の緊速連絡先を記載し、お客様からのご連絡を受けたいとする場合もあります。

お客様の同行の有無は、募集広告、パンフレット又はホームページ等に明示します。

お客様は、旅行を円滑に実施するための添乗員又は現地係員の指示に従っていただきます。

添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。(2)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受ける為に必要なクーポン類をお渡しする場合は、旅行サービスを受け方の手順書にお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地にお着の当社の連絡先等は、契約書面にまたは最終日程表に明示します。また、天候等不可抗力により旅行サービスの受給が出来なくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続はおお客様ご自身で行っていただきます。

取消日	契約解除の日	取消料(お一人)
旅行開始の前日から起算してさかのぼって	21日目に当たる日以前	無料
	20日目に当たる日以降	旅行代金の20%
	7日目に当たる日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日		旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の100%

イ、旅行契約成立後にコースおよび出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

ウ、各種ローン取扱手續上及びその他の渡航手續上の事由による、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

エ、お客様の都合に、次に該当する場合は、取消料を支払うことな旅行契約を解除することができます。
(1)お客様が旅行代金は、取消料を支払うことな旅行契約を解除したとき、また、本項「エ」により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

ア、お客様が旅行に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、お客様が旅行に参加される意志がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は、本項「(1)の「ア」」に定める解除期日に適用される取消料と同額の運約金をお支払いいただきます。イ、以下に該当する場合は、当社は、旅行契約を解除することができます。なお、この場合については、運約金は払い戻しません。
a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるお客様があると認められたとき。
d. お客様が旅行内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e. お客様の人数が募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した最少旅行人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に、旅行中止をご通知します。
f. スキーを目的とした旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
h. 当社は、本項「(1)の「イ」」により旅行契約を解除したときは、既に受理している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

ア、お客様が旅行に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、お客様が旅行に参加される意志がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は、本項「(1)の「ア」」に定める解除期日に適用される取消料と同額の運約金をお支払いいただきます。イ、以下に該当する場合は、当社は、旅行契約を解除することができます。なお、この場合については、運約金は払い戻しません。
a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるお客様があると認められたとき。
d. お客様が旅行内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e. お客様の人数が募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した最少旅行人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に、旅行中止をご通知します。

18条に規定する期日についてはは補充しません。(2)前(1)の損害については、当社が第17項(1)の規定に基づき責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき前(1)の補償金は当該損害賠償金とみなします。

(3)前(2)に規定する場所において、前(1)の規定に基づき当社の補償金支払い義務は、当社が第17項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規程により損害賠償金とみなされる補償金を含む)に相当する額だけ減額します。

イ、お客様が募集型企画旅行参加中に生れた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、 Hangグライダー搭乗、超超軽動力

機(モーター Hangグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、シャイロブレン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれていないときは、この限りではありません。

(5)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取る当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(6)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行なわれない旨が明示された日(これを当社では「無参加日」といいます)に付いては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には、ご旅行が募集型企画旅行参加中とはいたしません。

19. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を受け付けます。(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と実際に旅行サービス内容が異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. オプションツアー

(1)当社が企画・実施し、パンフレット等に記載する小旅行(以下「当社企画・実施のオプションツアー」といいます。)に対する第18項の特別補償の適用については、当社に主たる募集型企画旅行契約の第一部として取扱います。(2)オプションツアーの主催者が当社以外の現地旅行会社等である旨を明示している場合で、お客様が別料金をお支払いいただき任意に参加を希望されるときは、現地旅行会社等が別途定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。(3)当社は、現地旅行会社等が主催するオプションツアー参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。また、当社の旅程保証の対象とはなりません。(4)当社は、募集広告、パンフレット、ホームページ等で「単なる情報提供」として参加可能なスポーツ等を紹介する場合があります。この場合、当社は、当該スポーツ等に参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。

通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発送した時に成立します。

通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻し義務を履行すべき日とし、前者の場合は、契約成立日、後者の場合は、契約解除のお申し出があった日となります。

与等との理由によりに会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第14項の(1)の取消料と同額の運約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金より旅行代金のお支払いをいただいた場合には、その限りではありません。

(3)通信契約による旅行契約が解除された場合の払戻しについては、当社ら及びお客様のいずれについても提携会社のカード会員規則に従って払い戻します。

21. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の「イ」及び「ロ」に規定する変更を除き、第6項で定める「お支払い対象旅行代金」および右欄に掲げる率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

次に掲げる事由による変更の場合は、当社は、変更補償金を支払いません。ただし、第12項(4)でいうオーバーフロー(運送・宿泊期間等が当該サービスの提供を行ってしる率にかかわらず、運送・宿泊期間等の座席・部屋数その他の諸施設数の不足が発生したこと)が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。

悪天候を含む天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、不通・休業等の運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運延・遅延スケジュール変更等の当初の運行計画に必要な1)運送サービスの提供、お客様の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置による変更。

第14項の規定に基づき募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受けれる順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けたい場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項に定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額が1,000円未満の場合には、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供に対して補償を行うことができます。(4)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第17項の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当該返還した残額につき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払いします。

7)安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で旅行傷害保険をかけることをおすすめいたします。(8)なお、契約条件について、お客様の依頼があれば、総合旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行います。

24. 個人情報の取扱いについて

(1)当社らは、旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様とのあいたの連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊期間等の提供するサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社等は、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートの取扱い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要とする最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業内容、催し物内容等の案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用していただくことがあります。個人情報の取扱いに関するお問合せは以下の窓口までお申し出ください。

お問合せ・相談窓口：「[企画総務部企画総務グループ](#)」
受付時間：09:00～17:00(土・日・祝日は休み)

電話：011-200-1222、FAX:011-200-1223

または、当社ホームページ「<http://www.jalssales-h.com>」をご参照ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2006年04月01日を基準日としております。また、旅行代金は、2006年04月01日現在有効な航空運賃、適用規則を基準として算定しています。

契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了した地たる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
前各号に掲げる変更のうち契約書面に記載した項目の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始日前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読替えてください。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面とを間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。
注3 第 3 号又は第 4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一括につき一件として取り扱います。
注4 第 1号に掲げる運送機関のお召名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5 第 5 号又は第 6号若しくは第 7号に掲げる変更が一乗車船又は一泊中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注6 第 3号に掲げる変更については、第 3号から第 7号までの率を適用せず、第 7号によります。

22. 通信契約について

(1)当社らは、当社らが提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の番号なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けるところに以下「通信契約」といいます。余条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行の申込みを受けれる場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱可能な加盟店契約がない等、または業務上の理由がある時は当社等は、通信契約をお受けできない場合もあります。(2)通信契約により、旅行契約を締結する際の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点が異なります。

通信契約の申込みの際には、会員は「旅行の名称」、「出発日」に加えて、「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」、その他通信契約を締結するために必要な事項を当社らにお申し出いただきます。

通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発送した時に成立します。

通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻し義務を履行すべき日とし、前者の場合は、契約成立日、後者の場合は、契約解除のお申し出があった日となります。

与等との理由によりに会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第14項の(1)の取消料と同額の運約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金より旅行代金のお支払いをいただいた場合には、その限りではありません。

(3)通信契約による旅行契約が解除された場合の払戻しについては、当社ら及びお客様のいずれについても提携会社のカード会員規則に従って払い戻します。

23. その他

(1)旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中にお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずる事ができます。この場合において、これらが明瞭に記すべき事由によるものでないときは、当該措置を実施した費用はおお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社に指定する方法で支払わなければならない。
(2)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員・現地係員等に依頼されたお客様のそれに伴う諸費用、お客様の怪粉、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不慮による所持品紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、飛行動手配に要した諸費用が生じたときは、これらの費用はおお客様のご負担いただきます。
(3)お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

(4)このごも代金は、旅行開始当日を基準に、満3才以上12歳未満のお客様に適用いたします。また、幼児代金は、旅行開始当日を基準に、満3才未満で航空座席を使用しないお客様に適用、別途ご案内します。
(5)当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイル・サービスを受けられる場合がありますが、この場合、当該サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受けける予定であった同サービスの受けられなくなったときでも、お客様がその理由の如何にかかわらず第17項(2)の責任を負いません。

(6)パンフレット、ホームページ等に使用した風景写真は、イメージとして使用したのもありますので、お客様が旅行される時季に必ずしもご覧になれる風景とは限りません。また、料理写真・客室写真等は一例であり、実際とは異なる場合があります。

7)安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で旅行傷害保険をかけることをおすすめいたします。

(8)なお、契約条件について、お客様の依頼があれば、総合旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行います。

契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了した地たる空港の異なる便の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
前各号に掲げる変更のうち契約書面に記載した項目の変更	2.5%	5.0%

(CS-603-000-00k)